

訪問看護 重要事項説明書

1 サービス相談窓口

担当 管理者 西原 幸枝
連絡先 078-976-5570（平日）午前9時～午後5時
但し、12/30～1/3は除く

2 事業所の概要

事業所名 医療法人社団仁有会 ふれあい訪問看護センター
所在地 神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前1432-1
連絡先 電話 078-976-5570
FAX 078-976-5572
管理者 西原 幸枝
営業日 月曜日～土曜日（土曜日は要相談。12/30～1/3は除く）
営業時間 午前9時～午後5時
通常サービス提供実施地域 神戸市西区・垂水区、明石市
当事業所の従業員 管理者 （事業所の運営管理業務） 1名
看護職員 （訪問看護業務） 看護師
*常勤換算にて2.5名以上配置
リハビリ職員（理学療法士）
（作業療法士）
（言語聴覚士） 各1名以上

3 事業の目的・運営方針

事業の目的： 指定訪問看護事業の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた方に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営方針： センターの看護師等は、ご利用者様の心身の特性を踏まえ全体的な日常生活動作の維持・回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
事業の実施にあたっては、各関係機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 サービスの内容

病状観察： 体温、血圧、脈拍等の測定 健康状態の観察
体の清潔を保つための援助： 入浴、シャワー浴、清拭、洗髪、爪切り等
リハビリテーション： 筋肉・関節運動、日常生活訓練、歩行訓練等
嚥下訓練、言語訓練等
その他： 医師の指示による医療処置
食事・排泄の援助、褥瘡の予防・処置、カテーテルの管理、
療養生活・介護方法のアドバイス
終末期患者・認知症患者の看護
社会福祉制度・介護用品の紹介 等

5 利用料金

【介護保険利用の場合】

(1) 基本料金

保健師、看護師が行う訪問看護

1回あたりの所要時間	サービスの 内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
			=基本利用料の1割 ※(注2)参照	=基本利用料の2割 ※(注2)参照	=基本利用料の3割 ※(注2)参照
30分未満	介護	5,105円	511円	1,021円	1,532円
	予防	4,888円	489円	978円	1,467円
30分以上1時間 未満	介護	8,921円	893円	1,785円	2,677円
	予防	8,606円	861円	1,722円	2,582円
1時間以上1時間 30分未満	介護	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円
	予防	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護

1回あたりの所要時間	サービスの 内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
			=基本利用料の1割 ※(注2)参照	=基本利用料の2割 ※(注2)参照	=基本利用料の3割 ※(注2)参照
20分	介護	3,186円	319円	638円	956円
	予防	3,078円	308円	616円	924円
40分	介護	6,373円	638円	1,275円	1,912円
	予防	6,157円	616円	1,232円	1,848円
60分	介護	8,617円	862円	1,724円	2,586円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 制度改正や消費税の増税等に伴い介護給付費体制の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。その際は口頭若しくは文章で説明します。

(2) 加算／減算

以下の要件を満たす場合、左記の基本部分に以下の料金が加算／減算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	所定単位数の25%			
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	所定単位数の50%			
複数名訪問加算（Ⅰ）	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合	2,753円	276円	551円	827円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合	4,357円	436円	872円	1,308円
長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1時間30分以上の訪問看護を行った場合	3,252円	326円	651円	976円
退院時共同指導 加算	入院・入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	6,504円	651円	1,301円	1,952円
初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院した日に初回の訪問看護を提供した場合	3,794円	380円	759円	1,139円
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院した日の翌日以降に初回訪問看護を提供した場合	3,252円	326円	651円	976円
特別管理加算（Ⅰ） （支給限度額管理の対象外）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態の利用者に対して計画的な管理を行った場合	5,420円	542円	1,084円	1,626円
特別管理加算（Ⅱ） （支給限度額管理の対象外）	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態の利用者に対して計画的な管理を行った場合	2,710円	271円	542円	813円

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
同一建物居住者に対する訪問減算	1. 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に訪問する場合（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人未満の場合）。上記以外の範囲に所在する建物に居住する者に訪問する場合（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）。	所定単位数の90%			
	2. 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に訪問する場合（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）	所定単位数の85%			
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	次に掲げる基準のいずれかに該当すること イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。 ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。	-86円/1回 20分の訪問につき1回算定	-8円/1回	-17円/1回	-26円/1回
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合。	-162円/1回 20分の訪問につき1回算定	-16円/1回	-32円/1回	-48円/1回

(3) 交通費 神戸市西区・垂水区・明石市は無料、その他の地域は実費。

自動車を使用した場合は、事業所から片道10km以上は300円

(4) その他の実費料金 エンゼルケア 10,000円

【医療保険利用の場合】

(1) 基本料金表 (1回の訪問看護利用料)

療養費 区分	訪問の日数		基本療養費	管理療養費	合計金額	負担金額		
	月の日数	週の日数				1割	2割	3割
(I) 通常	1日目	週3日まで	5,550円	7,670円	13,220円	1,322円	2,644円	3,966円
	2日目～	週3日まで	5,550円	3,000円	8,550円	855円	1,710円	2,565円
		週4日目以降	6,550円		9,550円	955円	1,910円	2,865円
(II) 同一建物 7割以上	1日目	週3日まで	2,780円	7,670円	10,450円	1,045円	2,090円	3,135円
	2日目～	週3日まで	2,780円	2,500円	5,280円	528円	1,056円	1,584円
		週4日目以降	3,280円		5,780円	578円	1,156円	1,734円

(2) 加算料金表 (状況・要望に応じて加算する利用料)

基本療養費の加算 項目		金額	負担金額		
			1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算 (<表1><表2>、特別指示書の対象者)	2回	4,500円/日	450円	900円	1,350円
	3回以上	8,000円/日	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護加算 (<表1><表2>、特別指示書対象者に90分以上の看護を 実施)		5,200円/週	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算 (<表1><表2>、特別指示書の対象者)	看護師	4,500円/週	450円	900円	1,350円
退院時共同指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円

※特定疾患受給者証をお持ちの方は、公費負担適用されます。

※高額療養費制度申請者・70歳以上の方で、健康保険限度額適用認定証をお持ちの方は自己負担限度額までとなります。

基準告示第2の1に規定する疾病等 (別表7、別表8) (厚生労働省告示82号)

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一 週3日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって、次のいずれかに該当するもの

<表1>(1)特掲診療料の施設基準等「別表第七」に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患 (進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)、多系統萎縮症、(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器をしている状態の者

<表2>(2)特掲診療料の施設基準等「別表第八」に掲げる者

一、在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者。二、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理

(3) その他の実費料金

2時間超過利用料	30分毎に1,000円を加算
エンゼルケア	10,000円

(4) 交通費

訪問看護センターから片道10km以上	300円
--------------------	------

(注) 制度改正や消費税の増税などに伴い診療報酬改定があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。その際は口頭若しくは文章で説明します。

【介護保険・医療保険を利用されない場合】

介護保険利用料の全額（10割）に相当する金額

【キャンセル料】

利用日の2日前までに連絡いただいた場合	無料
利用日の1日前までに連絡いただいた場合	基本料金の50%
利用日の当日までに連絡がなかった場合	基本料金の100%

※ご利用者様の容態の急変等、緊急やむを得ない事情を除く

【お支払い方法】

口座自動引き落とし 又は現金支払い（1ヶ月まとめた分を翌月に現金で支払う）の方法がありますので、どちらかの方法をお選び下さい。
入金の確認が出来ましたら、領収書を発行いたします。

【訪問看護指示書料について】

訪問看護指示書料300点（3割負担の方は900円、1割の方は300円）を医療機関にお支払い頂く必要があります。詳しくは訪問看護指示書発行医療機関にお問い合わせください。

6 緊急時の対応

サービス提供中に、ご利用者様の病状に急変が生じた場合、又は、その他必要な場合、速やかに主治医と連絡を取る等の措置を講じます。

7 プライバシーの保護

サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びご家族様に関する秘密・個人情報、ご利用者様及び第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由を除いて、第三者に漏らすことはありません。

8 損害賠償

当事業所は、訪問看護事業者（ステーション）賠償責任保険に加入しております。補償内容は、身体賠償・財物賠償・人格権侵害・初期対応費用などです。

9 苦情相談窓口

当事業所の窓口 担当者 西原 幸枝

連絡先 078-976-5570

受付時間 (平日) 午前9時～午後5時
12/30～1/3を除く

神戸市福祉局監査指導部 (介護保険サービスに関すること)

連絡先 078-322-6326

受付時間 (平日) 午前8時45分～12時
午後1時～5時30分

養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話 (監査指導部内)

連絡先 078-322-6774

受付時間 (平日) 午前8時45分～12時
午後1時～5時30分

兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護保険サービスに関すること)

連絡先 078-332-5617

受付時間 (平日) 午前8時45分～午後5時15分

神戸市消費生活センター (契約についてのご相談)

連絡先 078-371-1221

受付時間 (平日) 午前9時00分～午後5時00分

10 第三者評価の実施について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

11 虐待防止について

事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています（管理者担当）。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、事業所職員又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

12 身体拘束の禁止について

事業所は原則として身体拘束その他のご利用者様の行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者様又は他のご利用者様の生命、身体を保護するための緊急やむ得ない場合はこの限りではありません。

- (1) 行動を制限する場合は、ご利用者様又はご家族様に十分な説明を行い、同意を得るとともにその態様及び時間、緊急やむを得ない理由等の経過を記録していきます。
- (2) 身体拘束の適正化のための指針を整備し職員に定期的研修を行っています。

13 ハラスメントの防止について

事業所は、職員の安全確保と適切なサービスの提供を確保するために、ハラスメントの防止に取り組みます。

- (1) 事業所は、職員がご利用者様、ご家族様等から常識の範囲を超えた言動、要求、いやがらせ等のハラスメントを受け、相当と認められた場合はサービスの提供を制限させていただきます。
- (2) 事業所はハラスメント防止に向け、相談窓口の設置、研修などをおこなってまいります。

14 衛生管理等について

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行います
- (2) 事業所は職員に対して衛生管理及び感染症、その他の必要な知識及び技術の習得に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15 業務継続計画の取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従って、必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 社会情勢及び天災時の訪問看護について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただきます場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより事業者の業務の履行が遅延もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。